

習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第4回習志野市農業委員会総会は平成30年4月5日（木曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室）で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 16名出席

委員氏名

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 小川 孝雄	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 1番 植草 守 2番 江口 明美

1. 議案審議結果

上 程 4件 承 認 4件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前 11時00分

1. 付議事項

議案第1号 農地の賃貸借標準金額の設定について

議案第2号 習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

議案第3号 習志野市農業再生協議会委員の推薦について

議案第4号 農地法第3条許可の取下げについて

報告案件

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>皆さん、おはようございます。 只今より平成30年 第4回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員の報告はありません。 よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 1番 植草 守委員と2番 江口 明美委員の両名を指名いたしますので 宜しく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案の上程件数は4件、報告案件が1件です。</p> <p>ここで総会に入る前に、平成30年度の事務局職員の 人事異動について職員紹介をさせていただきます。その後 平成30年度 産業振興課予算について 農政係長より説明を 頂き、続いて、農業委員会の予算説明をした後に、総会の 審議に入りたいと思いますが宜しいでしょうか？</p>
各委員	<p>・・・・・・・・各委員 異議なしの声・・・・・・・・</p>
議 長	<p>それでは、農業委員会の人事異動の紹介の後に、予算の説明を行いたい と思いますので事務局は、対応をお願いします。 人事紹介、予算説明が終わるまでの間、暫時休憩とします。</p>
農政係等	<p>・・・・・・・・人事紹介、農業関係予算説明・・・・・・・・</p>
議 長	<p>それでは、休憩前に戻り、会議を続けます。</p> <p>議案第1号 農地の賃貸借標準金額の設定について 事務局より議案の朗読 並びに 議案説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長の指示に従いまして、議案第1号 農地の賃貸借標準金額の設定について、ご説明申し上げます。 平成21年12月15日施行の改正農地法により、標準小作料制度 が廃止され、農地法第52条の規定に基づき、農業委員会が地域に おける賃貸借料の目安となるよう市内の農地の標準賃貸借料の情報 を提供することとなっています。</p>

	<p>賃貸借標準金額はあくまでも参考であり、賃貸料は貸し手と借り手の合意のうえ決定していただくこととなります。</p> <p>平成30年の賃貸借標準金額を、農業委員会で定め情報提供を行うものです。</p> <p>10アールあたりの習志野市の畑の標準金額は、全地域共通で15,000円とし、習志野市全域の田については、面積過小につき従来のおり設定しません。</p> <p>習志野市におきましては、本来毎年見直しを行うべきですが、締結された賃貸借料の事例がほとんど見受けられないため、平成21年以降の賃貸借標準金額と同額とし、情報提供を行うものです。</p> <p>また、他市においては地域ごとに賃貸借料の金額を設定しているところもありますが、習志野市においては面積も狭く、全地域においてもほとんど差がない事などから、金額に差を設けていない状況です。</p> <p>参考資料として、次の頁をご覧ください。</p> <p>こちらの資料は、近隣市のホームページや各農業委員会事務局にも確認したうえで、近隣市の状況を見ますと八千代市と船橋市が平成27年は若干金額が下がってはいるものの何方の市でも、ここ数年は均衡を保っている状況となっています。習志野市と隣接している花見川区もほぼ横ばいとなっています。</p> <p>賃借料の金額は平均値ではありません。農地の賃借料としてあくまでも参考にということで設定をしているものです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局、詳細な説明有難うございました。</p> <p>この件については、総会に諮っているところですが何かご意見・ご質問等のある方は挙手願います。</p> <p>・・・中野委員どうぞ・・・</p>
中野委員	<p>私も借りているところですが、実際に賃借料は発生していない状況です、盆暮にはお歳暮・お中元等の謝礼的な物品の届出を行っています。</p>
議 長	<p>他に意見が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 農地の賃貸借標準金額の設定について賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成で、議案第1号は平成30年の習志野市の農地の賃貸借料は10アールあたり15,000円と定めることにします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 2 号 「習志野市 農業振興地域 整備促進 協議会委員」の推薦について 議案とします。 事務局より、議案の朗読、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について説明。 平成 30 年 3 月 16 日付け産振第 1297 号にて、習志野市長より農業委員会会長あてに、習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日をもって満了するため、農業委員会より 2 名の委員の推薦依頼があったので委員の選出を求める。 平成 30 年 4 月 5 日提出、選出人数 2 名、任期 2 年間、期間 平成 30 年 4 月 5 日から 2020 年 3 月 31 日まで 現在の委員 ●●●●委員、●●●●委員でございます。 こちらの協議会の開催については、習志野市の農業振興地域内の農用地区域を新たに整備する時や変更する時に審議をします。 例えば、やむを得ず農業振興地域の農用地に何かを建設しなければならない事案が生じ、農用地を除外しなければならないときには協議会を開催し協議をすることになります。この協議会については、産業振興課の方で要綱が定められていまして、協議会委員は 20 名以内で、農業委員 2 名、JA から 2 名、都市計画審議会委員 1 名、農業士等協会代表者 1 名、農業に従事している者から組織されています。</p>
議 長	<p>事務局 ご苦労様でした。 「習志野市 農業振興地域整備促進協議会委員」の推薦について、どの様に取り計らうか、お尋ねいたします。 現委員は、9 番 ●●委員と 12 番 ●●委員です。 何方か、ご意見等のある方は挙手願います。 ・・・1 番 植草 守委員</p>
植草委員	<p>現委員の方々に継続して受けていただければと思います。 大変と思いますが宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>他にご意見等ございませんか。 14 番 中野 政博委員</p>
中野委員	<p>私も JA の習志野支店から、受けてほしいとの話がありました。 農業委員になったところでもあり、支部長も受けていましたが、この協議会委員の話が来た時は日数もないことから受けたのです</p>

	<p>が、農業委員会から2名を推薦するのであれば、私が受けることによりダブってしまうが、問題ないでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>その件については問題ないと思いますが事務局、如何ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>中野委員に推薦の話が来たのは、支部長であるため、農業に従事している方と言う立場でございます。</p> <p>この案件につきまして農業委員会から2名の推薦依頼でございますので、中野委員が農業委員と協議会委員を重複していても問題ございませんので、引き続きお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>先程、1番 植草 守委員より、現委員を推薦してはとの提案があり継続して頂きたいとのご意見でございましたが、如何でしょうか。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>・ ・ ・ ・ ・ 異議なし、賛成の声 ・ ・ ・ ・ ・</p>
<p>議 長</p>	<p>全員の賛成を持ちまして、●●委員、●●委員に決しました。</p> <p>「習志野市 農業振興地域整備 促進協議会委員」の推薦については、●●委員、●●委員の現委員のより継続して頂ける旨の承諾をいただき、30年4月5日から2年間の期間で決めていただきますが農業委員会から兩名を推薦しますので、●●委員・●●委員は、宜しく申し上げます。</p> <p>事務局は、本日付けで、承認の旨を市長に回答して下さい。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第3号「習志野市農業再生協議会委員」の推薦についてを議案とします。</p> <p>事務局より、議案の朗読、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号 習志野市農業再生協議会委員の推薦について</p> <p>平成30年3月16日付け習志野市再生協議会第29号にて、習志野市農業再生協議会会長より農業委員会会長あてに、習志野市農業再生協議会委員の任期が平成30年2月22日をもって満了したため、農業委員会より5名の委員の推薦依頼がありましたので委員の選出を求める。平成30年4月5日提出、農業再生協議会の目的認定農業者の育成と支援、新規就農者の育成、耕作放棄地の解消等に取り組むことを目的とし、習志野市農業再生協議会を置く。</p> <p>選出人数 5 名 任期 2年間</p>

<p>職務代理者</p>	<p>期間 平成30年4月5日から2020年4月1日まで 現在の委員は、●●●● 委員、●●●● 委員、●●●●委員、 ●●●● 委員 ●●●●委員でございます。 議案第3号についての内容を説明させていただきます。 こちらの協議会の委員構成は、農業委員から5名、JA千葉みらいから2名、千葉農業事務所から2名、農業士等協会会長、習志野市から2名となっております。</p> <p>議案第3号につきまして、平成29年10月に現農業委員が就任した際に農業委員会として委員の推薦をしました。今回任期満了に伴い、農業委員会からの推薦を求められるものですが、現委員の中に議長がおりますことから、「農業委員会法第31条の議事参与の制限」により、議長を職務代理の15番飯生正己委員にお願いします。議長の交代のため、暫時休憩します。</p> <p>休憩前に引続き、会議を再開します。 議案第3号につきまして、議長代行とさせていただきます。 では、「習志野市 農業再生 協議会委員」の推薦についてどの様に取り計らうか、お尋ねいたします。 現委員は、●●●● 委員、●●●● 委員、●●●●委員、 ●●●● 委員 ●●●●委員でございます。 何方か、ご意見等のある方は挙手願います。</p>
<p>田久保委員</p>	<p>一部の委員が協議会委員になられて半年の方もいますので、継続して役員を引き受けていただければと思います。</p>
<p>職務代理者</p>	<p>只今、11番 田久保委員より、現委員を再度推薦してはとの提案があり 継続して頂きたいとのご意見でございますが、如何でしょうか。</p> <p>●●●● 委員、●●●● 委員、●●●●委員、●●●● 委員 ●●●●委員如何でしょうか。</p> <p>.....5名の委員より意思の確認.....</p> <p>只今、5名の委員より意思確認いたしましたところで、議案第3号について採決いたします。</p> <p>●●●● 委員、●●●● 委員、●●●●委員、●●●● 委員 ●●●●委員を「習志野市 農業再生 協議会委員」に推薦したいとのご意見でございます。 「習志野市 農業再生協議会委員」の推薦につきましては、●●●●</p>

委員、●●●● 委員、●●●●委員、●●●● 委員 ●●●●委員
の現委員より、継続して受けて頂ける旨の承諾をいただき、30年4
月5日から2020年4月1日の期間で決めたいと思います。
ご異議ない方は、挙手願います。

全員賛成を持ちまして、議案第3号の
「習志野市 農業再生協議会委員」の推薦につきましては、
●●●● 委員、●●●● 委員、●●●●委員、●●●● 委員
●●●●委員を 農業委員会から、
推薦いたしますので、宜しく願いいたします。
事務局は、本日付で、承認の旨を市長に回答して下さい。
議長の交代をしますので、暫時休憩します。

会 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案第4号「農地法第3条の規定による許可取下げについて」を
議案とします。
事務局より、議案の朗読、説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可取下げについて
平成29年7月5日付け農委指令第2号にて、所有権移転の許可をした
下記事案について取下願の提出があったので、審議を求める。
平成30年4月5日 提出

- 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m²
- 2 権利の内容 所有権移転(贈与)
- 3 申請者住所、氏名
譲受人 ●●市●●●丁目●番●●号 ●●●●
譲渡人 ●●市●●●丁目●番●●号 ●●●●
- 4 取下げ理由
習志野市への住所移転が出来なくなり許可要件を満たせなくなっ
たため

議案第4号について説明させていただきます。
平成29年6月23日に農地法第3条の規定による許可申請がありま
した。
申請理由は、譲渡人が「高齢により、規模縮小と後継者(譲受人)へ
の農業の継承を考えているため」ということで、農地の所有権を移転
するものでした。
その申請を受けて、農地法第3条で農地の所有権移転ができるかどう
か、検討することにしましたが、農地法第3条に対応するためには、
3つの条件がクリアされているかという点です。まず1点目は、農家

要件を満たしているか？ということです。年に1回、農地台帳調査で年間150日以上農業に従事していなければなりません。2点目は、農業後継者であること。3点目は、生計が一緒であることです。今回の場合、1点目の農業従事日数は年間150日で満たされており、2点目の農業後継者については、譲渡人には実子が無く、戸籍にて養子縁組がなされております。3点目については、住所要件が必要となります。申請時点での説明では、現在は仕事の関係で他市に住んでいるが、敷地内に住宅を新築する予定で完成が平成29年11月の予定であり、その際には習志野市に転入するということで、誓約書を提出されたことから、平成29年7月総会にて承認し許可書を発行したという経緯になります。

しかしながら、平成30年1月になっても3点目の住所要件が満たされていないことから、譲渡人、譲受人双方に確認をしたところ、条件を満たすことが出来ない旨の回答を得たことから、許可取消願を提出するに至りました。以上です。

この後の処理ですが、「許可取消願」を承認し、「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて通知を農業委員会会長名で発行し、それを持って、法務局に手続きをし、その後、登記簿謄本の原本を農業委員会へ提出していただくこととします。

議長

事務局、詳細な説明有難うございました。

今回の中で農家要件を満たしているかの判断は、地元農業委員の意見は重要ですが、農家台帳により判断することとなります。農家台帳は重要なものであり、農家台帳の配布・回収時には相談を受けることもあると思いますが、大切な資料となりますので宜しくお願いします。

この件について、何かご意見はありますか？

ご意見のある方は、挙手をお願いします。

議長

他に意見がないようですので、採決に入ります。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可取下げについて賛成の方は、挙手願います。

全員賛成をもちまして

議案第4号の取下げを認め、申請者へ申請前の状態に戻すことを通知することに決しました。

よって本案件につきましては、本日付けで通知書を発行してください。

	<p>それでは、報告事項に入ります。今回は、報告第1号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知のみです。 質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>事務局、補足説明などありますか。・・・・・・・・</p>
事務局	<p>今回は、農地法第4条の届出はございませんでした。 農地法第4条は、ご自身の農地を農地以外にする申請で、所有権などの権利の設定が無いものを農地法第4条として取り扱うものです。</p>
議長	<p>何かご質問等ございますか？ 質問等ある方は、挙手願います。 三代川彦博委員どうぞ</p>
三代川（彦）	<p>その他の案件になるのでしょうか、議案・報告事項とは異なりますが、総会開始前の農業委員会の平成30年度事務局予算説明の中で話をしてもよかったのですが、ここで話させてください。 農業委員会事務局が今の新庁舎に越して間もなく1年が経とうとしていますが、女性も増え、女性の局長との事で窓口業務において色々な業者が来ると思うのですが、防犯カメラとか電話において録音機能とか、今どこの会社に電話しても、すぐに出ないで「業務改善のため、この電話は録音させていただきます。」などの音声から繋がります。防犯上の観点から当事務局でも対応が必要と思うのですが如何でしょうか。</p>
事務局	<p>新庁舎では農業委員会は個室となり、他部署からは孤立しています。農業委員会は農地の所有権移転等にかかわる部署であることから、転用案件も複雑多様化してきていることから、窓口で苛立つ業者も見受けられます。財産に直結する部分を扱う事から、事務局職員も慎重に対応していますが、危険を感じることもあることも事実です。防犯カメラが設置されていれば万が一の際には証拠となります。このように総会で審議していただきましたので、設置の検討については今まで以上に庁舎管理部署や財政部署に要請していきます。</p>
議長	<p>この様な、案件は議案としてでなくても、総会で審議していきたいと思えます。 他にご意見等ありますか。 無いようでしたら、以上を持ちまして、平成30年第4回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>

この後、連絡事項等がありますが、
事務局より進行をお願いします。